

# 登録検証機関等に係る行政措置要綱

制定 平成 24 年 4 月 27 日付 24 環都総第 94 号環境局長決定

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。）に基づく大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）における検証業務において違反行為を行った登録検証機関等に関し、都の機関が行う環境確保条例に基づく行政指導、行政処分、違反者の公表及び刑事告発（以下「行政措置」という。）の手續を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定め、もって当該検証業務の適切な執行を確保することで本制度の円滑な運用を実現させることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検証業務 環境確保条例第 5 条の 11 第 4 項又は第 5 条の 16 の検証の業務をいう。
- (2) 違反行為 環境確保条例の規定又はこれに基づく東京都知事（以下「知事」という。）の命令若しくは処分に違反する行為をいう。
- (3) 登録検証機関 環境確保条例第 8 条の 6 第 1 項の規定により知事の登録を受けた検証機関をいう。
- (4) 都の機関 知事又はその補助機関である職員をいう。
- (5) 行政指導 東京都行政手続条例（平成 6 年東京都条例第 142 号。以下「行政手続条例」という。）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する行政指導をいう。
- (6) 行政処分 行政手続条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する不利益処分をいう。
- (7) 違反者の公表 環境確保条例第 156 条第 2 項の規定による公表をいう。
- (8) 刑事告発 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項の規定による告発をいう。
- (9) 担当課 東京都環境局気候変動対策部総量削減課をいう。
- (10) 環境確保条例施行規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）をいう。
- (11) ガイドライン類 総量削減義務と排出量取引制度における検証機関の登録申請ガイドライン（平成 21 年 7 月 16 日付 21 環都総第 146 号）、総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン（平成 21 年 7 月 16

日付 21 環都総第 160 号) その他の本制度の運用に当たって知事が定めるガイドラインの総称をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、環境確保条例で使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 都の機関は、違反行為を行った登録検証機関等に対し、次の表の行政措置の種類欄に掲げる行政措置を、当該該当要件の欄に定める要件に該当した場合において実施するものとする。

行政措置の種類	該当要件
1 行政指導	違反行為が確認された場合において、直ちに行政処分を行うよりも円滑に違反行為が是正されると見込まれるとき。
2 行政処分	ア 違反行為が確認され、かつ、1 の項による行政指導を行われた場合において、当該行政指導の対象者が当該行政指導の内容を履行しないとき。 イ 違反行為が確認され、かつ、1 の項の要件に該当しない場合において、当該違反行為の自主的な是正が見込まれないとき。
3 違反者の公表	環境確保条例第 8 条の 19 第 1 項の規定による業務停止命令に従わない違反行為が確認されたとき。
4 刑事告発	環境確保条例に規定する罰則の要件に該当する違反行為があったことを都の機関において確認できたとき。

## 第 2 章 行政指導

(行政指導の種類、方法及び該当要件)

第 4 条 行政指導の種類、方法及び該当要件は、次の表に定めるものとする。

種類	方法	該当要件
1 口頭指導	担当課の長又は職員の口頭による指導	次の全ての要件に該当するとき。 ア 軽微な違反行為があったとき。 イ 違反行為を行った者が類似の違反行為で過去 1 年以内に行政措置の対象となっていないとき。
2 文書指導	東京都環境局の部長名による指示書(別記第 1 号様式)の交付	ア 口頭指導の内容を履行しないとき。 イ 1 の項の要件に該当しない場合であって、直ちに行政処分を行うよりも円滑に違反行為が是正されると見込まれるとき。

3 警告	東京都環境局長名による警告書（別記第2号様式）の交付	指示書に記載された内容を履行しないとき。
------	----------------------------	----------------------

（行政指導を行う違反行為）

第5条 行政指導を行う違反行為は、次の表に掲げるとおりとする。

違反した環境確保条例の規定	違反行為の内容
1 第8条の10第1項	登録検証機関が、環境確保条例第8条の7第1項各号に掲げる事項（登録区分を除く。）の変更について、変更があった日から30日以内に、知事に届け出ていないとき。
2 第8条の11第1項	次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が、その日から30日以内に、知事に届け出ていないとき。 (1) 法人が合併により消滅した場合 法人の代表役員であった者 (2) 法人が破産手続の開始の決定により解散した場合 破産管財人 (3) 法人がその他の理由により解散した場合 清算人
3 第8条の11第2項	登録検証機関が、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合に、あらかじめ、知事に届け出ていないとき。
4 第8条の13第1項	登録検証機関が、検証業務を行う営業所ごとに1名以上の検証主任者を置いていないとき、又は検証主任者以外の者に環境確保条例第8条の13第2項各号の業務を総括させたとき。
5 第8条の13第3項	登録検証機関が、検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成していないとき、又は当該文書に記載されたところから従い検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置いていないとき。
6 第8条の14第1項	登録検証機関が、正当な理由がなく検証業務を遅滞したとき。
7 第8条の14第2項	登録検証機関が、公正に、かつ、環境確保条例施行規則第5条の12第1項で定める方法により検証業務を行わなかったとき。 ア 事前に検証計画を作成していないとき（環境確保条例施行規則第5条の12第1項第1号違反）。

	<p>イ 検証業務従事者の講習会等を修了していない者に検証業務に従事させたとき（環境確保条例施行規則第5条の12第1項第2号違反）。</p> <p>ウ 優良事業所基準への適合の検証の実地調査に検証主任者が1名以上立ち会っていないとき（環境確保条例施行規則第5条の12第1項第3号違反）。ただし、「環境確保条例施行規則第5条の12第1項第3号ただし書」に規定する場合を除く。</p> <p>エ 検証の結論の決定が不適正であるとき（環境確保条例施行規則第5条の12第1項第4号違反）。</p> <p>オ 検証業務規程に定める検証業務の実施方法に違反したとき（環境確保条例施行規則第5条の12第1項第5号違反）。</p> <p>カ ガイドライン類に違反したとき（環境確保条例施行規則第5条の12第1項第6号違反）。</p>
8 第8条の16第1項	登録検証機関が、検証業務の開始前に検証業務規程を知事に届け出していないとき、又は変更した場合に知事に届け出していないとき。
9 第8条の17	登録検証機関が、営業所ごとに帳簿を備えていないとき、環境確保条例施行規則第5条の14第1項に定める事項を帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は当該帳簿若しくは同条第2項に定める資料を同条第3項で定めるところにより保存していないとき。
10 第8条の18第1項	登録検証機関が、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成していないとき、又は5年間事業所に備え置いているとき。

（行政指導を行わない重大な違反行為）

第6条 行政指導の手續を行わず、行政処分、違反者の公表又は刑事告発を行う重大な違反行為は、次の表に掲げるとおりとする。

違反した環境確保条例の規定	違反行為の内容
1 第8条の6第1項	登録検証機関の登録を受けない者が検証業務を行ったとき、又は登録検証機関が不正の手段により登録を受けたとき。
2 第8条の6第3項	登録検証機関であった者が登録の有効期間の満了後において更新の登録を受けずに検証業務を行ったとき、又は登録検証機関が不正の手段によ

	り更新の登録を受けたとき。
3 第8条の14第3項	登録検証機関が、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として環境確保条例施行規則第5条の12第2項に定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ったとき。
4 第8条の15	登録検証機関の役員若しくはその職員又はこれらの職にあった者が、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしたとき。

### 第3章 行政処分の基準等

#### (適合命令)

第7条 環境確保条例第8条の20の規定による適合命令を行う該当要件は、次の表に掲げるとおりとする。

違反した環境確保条例の規定	該当要件
1 第8条の13第1項	登録検証機関が、検証業務を行う営業所ごとに1名以上の検証主任者を置いていないとき、又は検証主任者以外の者に環境確保条例第8条の13第2項各号の業務を総括させたとき。
2 第8条の13第3項	登録検証機関が、検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成していないとき、又は当該文書に記載されたところに従い検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置いていないとき。

#### (改善命令)

第8条 環境確保条例第8条の21の規定による改善命令を行う該当要件は、次の表に掲げるとおりとする。

違反した環境確保条例の規定	該当要件
1 第8条の14第1項	登録検証機関が、正当な理由がなく検証業務を遅滞したとき。
2 第8条の14第2項	登録検証機関が、公正に、かつ、環境確保条例施行規則第5条の12第1項で定める方法により検証業務を行わなかったとき。 ア 事前に検証計画を作成していないとき（環境確保条例施行規則第5条の12第1項第1号違反）。 イ 検証業務従事者の講習会等を修了していない者に検証業務を従事させたとき（環境確保条例施

	<p>行規則第5条の12第1項第2号違反)。</p> <p>ウ 優良事業所基準への適合の検証の現地調査に検証主任者が1名以上立ち会っていないとき(環境確保条例施行規則第5条の12第1項第3号違反)。ただし、「環境確保条例施行規則第5条の12第1項第3号ただし書」に規定する場合を除く。</p> <p>エ 検証の結論の決定が不適正であるとき(環境確保条例施行規則第5条の12第1項第4号違反)。</p> <p>オ 検証業務規程に定める検証業務の実施方法に違反したとき(環境確保条例施行規則第5条の12第1項第5号違反)。</p> <p>カ ガイドライン類に違反したとき(環境確保条例施行規則第5条の12第1項第6号違反)。</p>
--	--

(登録の取消し又は業務停止命令)

第9条 環境確保条例第8条の19第1項の規定による行政処分を行う該当要件及び行政処分の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

該当した環境確保条例の規定	該当要件	行政処分の内容
1 第8条の19第1項第1号	登録検証機関が、不正の手段によって、環境確保条例第8条の6第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の登録を受けたとき。	登録の取消し又は6月以内の業務の全部若しくは一部の停止
2 第8条の19第1項第2号	<p>登録検証機関が、次のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>ア 検証業務に関して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき(第8条の9第1項第2号)</p> <p><u>イ 登録検証機関の役員のうち、検証業務に関して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者があるとき(第8条の9第1項第5号ア)</u></p> <p><u>ウ 登録検証機関の役員のうち、登録検証機関が登録を取り消された場</u></p>	

	<p><u>合において、当該取消日前 30 日以内に当該検証機関の役員であった者で、当該取消し日から 2 年を経過しないとき（第 8 条の 9 第 1 項第 5 号イ）</u></p> <p><u>エ 登録検証機関の役員のうち、未成年者でその法定代理人が環境確保条例第 8 条の 9 第 1 項第 2 号から第 4 号又は第 5 号イのいずれかに該当するとき（第 8 条の 9 第 1 項第 5 号ウ）</u></p>	
3 第 8 条の 19 第 1 項第 3 号	登録検証機関が、環境確保条例第 8 条の 10 第 1 項の規定による登録事項の変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。	3 月以内の業務の全部又は一部の停止※
4 第 8 条の 19 第 1 項第 4 号	登録検証機関が、環境確保条例第 8 条の 11 第 2 項の規定による検証業務の休止又は廃止の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。	
5 第 8 条の 19 第 1 項第 5 号	登録検証機関が、環境確保条例第 8 条の 14 第 3 項の規定に違反して、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として環境確保条例施行規則第 5 条の 12 第 2 項に定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ったとき。	登録の取消し又は 6 月以内の業務の全部若しくは一部の停止
6 第 8 条の 19 第 1 項第 6 号	登録検証機関が、環境確保条例第 8 条の 16 第 1 項の規定による検証業務規程の届出又は変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。	6 月以内の業務の全部又は一部の停止※
7 第 8 条の 19 第 1 項第 7 号	登録検証機関が、環境確保条例第 8 条の 17 の規定に違反して、営業所ごとに帳簿を備えていないとき、環境確保条例施行規則第 5 条の 14 第 1 項に定める事項を帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は当該帳簿若しくは同条第 2 項に定める資料を同条第 3 項で定めるところにより保存して	

	いないとき。	
8 第8条の19 第1項第8号	登録検証機関が、環境確保条例第8条の18第1項の規定に違反して、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成していないとき、又は5年間事業所に備え置いていないとき。	
9 第8条の19 第1項第9号	登録検証機関が、環境確保条例第8条の20の規定による適合命令又は同条例第8条の21の規定による改善命令に従わなかったとき。	登録の取消し又は6月以内の業務の全部又は一部の停止

- 2 登録検証機関の違反行為の程度が相当程度悪質である場合、行政指導に対し登録検証機関が不誠実な対応をとった場合その他より厳しい内容の行政処分が適当であると認められる場合は、前項の表中※印の記載のある部分については、これらの行政処分の内容に代えて、登録の取消し又は6月以内の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

#### 第4章 行政処分の手続

(趣旨)

- 第10条 行政処分を行うときは、この要綱の規定によるほか、行政手続条例及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年東京都規則第169号）の規定による。

(行政処分の手続の開始)

- 第11条 知事は、登録検証機関又は検証主任者が第7条から第9条までに定める該当要件のいずれかに該当したときその他知事が必要と認めたときは、行政処分の手続を開始し、その事案の調査結果の内容を記載した調書（以下「行政処分検討調書」という。）を作成する。

(意見陳述)

- 第12条 行政処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当該行政処分の名宛人となるべき者について、意見陳述の機会を設ける。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。

イ 環境確保条例第8条の19第1項の規定による登録検証機関の登録の取消しをしようとするとき。

ロ イに掲げる場合のほか、知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき。

- (2) 前号イ又はロに該当しないときは、弁明の機会の付与を行う。

- 2 行政手続条例第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(聴聞)

第13条 知事は、聴聞を行おうとするときは、聴聞の期日の1週間前の日までに行政処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書(別記第3号様式)を交付して通知する。

- (1) 聴聞の件名
  - (2) 予定される行政処分内容及び根拠となる環境確保条例の条項
  - (3) 行政処分の原因となる事実
  - (4) 聴聞の期日及び場所
  - (5) 担当課の組織の名称、所在地及び連絡先
  - (6) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出できること。
  - (7) 聴聞の期日に出頭する代わりに陳述書及び証拠書類等を提出できること。
  - (8) 聴聞が終結するまでの間、行政処分検討調書を閲覧できること。この場合においては、行政処分検討調書閲覧請求書(別記第4号様式)を提出すること。
  - (9) 代理人を選任できること。この場合においては、代理人選任届(別記第5号様式)を提出し、代理人が資格を失ったときは、代理人資格喪失届(別記第6号様式)を提出すること。
  - (10) 聴聞の期日に主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席できること。この場合においては、あらかじめ、補佐人許可申請書(別記第7号様式)を提出すること。
  - (11) 正当な理由なく聴聞の期日に欠席し、かつ、その日までに陳述書又は証拠書類等が提出されないときは、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞が終結すること。
- 2 知事は、行政処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を都庁の掲示場に掲示することによって行う。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- (1) 行政処分の名宛人となるべき者の名称又は氏名
  - (2) 聴聞の期日及び場所
  - (3) 担当課の組織の名称、所在地及び連絡先
  - (4) 前項の聴聞通知書をいつでも行政処分の名宛人となるべき者に対して交付する旨
- 3 聴聞は、東京都環境局気候変動対策部計画課長(以下「計画課長」という。)が主宰する。ただし、計画課長が主宰できないときは、担当課の長以外の課長又はこれに相当する職にある者で、計画課長の指名するものが主宰する。
- 4 主宰者は、必要があると認めるときは、第1項の通知を受けた者(第2項の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下この条において「当事者」という。)以外の者であつて、当該行政処分の根拠となる環境確保条例に照らし当該行政処分に利害関係を有すると認められる者に対し、当該聴聞に関する手続に参加す

- ることを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
- 5 主宰者は、聴聞の期日における審理が行われた場合にあっては期日ごとに、当該審理が行われなかった場合にあっては聴聞の終結後速やかに、聴聞の審理の経過を記載した調書（別記第8号様式。以下「聴聞調書」という。）を作成し、行政処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人（前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者をいう。以下同じ。）の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
  - 6 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、行政処分の原因となる事実に対する当事者及び当該行政処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（別記第9号様式。以下「聴聞報告書」という。）を作成し、聴聞調書とともに知事に提出しなければならない。
  - 7 主宰者又は知事は、当事者又は参加人から、聴聞調書・聴聞報告書閲覧請求書（別記第10号様式）による閲覧請求があったときは、聴聞調書又は聴聞報告書を閲覧させる。

（弁明の機会の付与）

- 第14条 弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を知事に提出して行うものとする。この場合において、証拠書類等を提出することができる。
- 2 知事は、弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の1週間前の日までに、行政処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書（別記第11号様式）を交付して通知するものとする。
    - (1) 弁明の件名
    - (2) 予定される行政処分の内容及び根拠となる環境確保条例の条項
    - (3) 行政処分の原因となる事実
    - (4) 弁明書の提出先及び提出期限
    - (5) 代理人を選任できること。この場合においては、代理人選任届（別記第5号様式）を提出し、代理人が資格を失ったときは、代理人資格喪失届（別記第6号様式）を提出すること。
    - (6) 提出期限までに弁明書が提出されない場合には、改めて弁明の機会を付与することはしないこと。
  - 3 知事は、行政処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を都庁の掲示場に掲示することによって行う。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
    - (1) 行政処分の名宛人となるべき者の名称又は氏名
    - (2) 弁明書の提出先及び提出期限
    - (3) 前項の弁明の機会の付与通知書をいつでも行政処分の名宛人となるべき者に対して交付する旨

（行政処分の決定）

第 15 条 知事は、行政処分の決定に当たっては、聴聞調書の内容及び聴聞報告書に記載された主宰者の意見又は弁明書の内容を十分に考慮する。

(本人通知)

第 16 条 知事は、行政処分を行うことを決定したときは、その名宛人に対し、行政処分の内容、根拠となる環境確保条例の条項及び行政処分を行う理由を明記した行政処分通知書を交付する。

2 前項の行政処分通知書は、次の各号に掲げる行政処分の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 環境確保条例第 8 条の 20 の規定による適合命令 別記第 12 号様式
- (2) 環境確保条例第 8 条の 21 の規定による改善命令 別記第 13 号様式
- (3) 環境確保条例第 8 条の 19 第 1 項の規定による登録の取消し 環境確保条例施行規則別記第 2 号様式の 12
- (4) 環境確保条例第 8 条の 19 第 1 項の規定による業務停止命令 環境確保条例施行規則別記第 2 号様式の 13

(意見の申出)

第 17 条 行政処分又は環境確保条例第 8 条の 9 第 1 項の規定による処分を受けた者は、当該行政処分又は当該処分について意見があるときは、他の法令及び環境確保条例の規定によるほか、当該行政処分又は当該処分のあったことを知った日からおおむね 7 日以内に、知事に意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による意見がその事務所に到達したときは、その日からおおむね 14 日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出た者に対しその結果を通知する。

3 知事は、前項の場合において、相当の理由があると認めるときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。

4 知事は、第 2 項の場合において、審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(公示)

第 18 条 知事は、登録検証機関の登録を取り消し、又は検証業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その事実及び次の表の上欄に掲げる行政処分の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項を公示する。

環境確保条例第 8 条の 19 第 1 項の規定により登録検証機関の登録を取り消したとき。	1 登録を取り消した登録検証機関の登録番号、登録区分、名称及び代表者の氏名
	2 登録を取り消した理由
	3 取消しの年月日

環境確保条例第 8 条の 19 第 1 項の規定により検証業務の全部又は一部の停止を命じたとき。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検証業務の停止を命じた登録検証機関の登録番号、登録区分、登録を受けた法人の名称及び代表者の氏名</li> <li>2 停止する検証業務の範囲</li> <li>3 検証業務の停止を命じた理由</li> <li>4 停止の期間</li> </ol>
--	--

## 第 5 章 違反者の公表

(違反者の公表の手続の開始)

第 19 条 知事は、環境確保条例第 8 条の 19 第 1 項の規定による業務停止命令に従わない者（以下「公表対象者」という。）を認めるときは、違反者の公表の手続を開始し、その事案の調査結果の内容を記載した調書（以下「違反者の公表検討調書」という。）を作成する。

2 違反者の公表検討調書には、環境確保条例第 8 条の 19 第 1 項の規定による業務停止命令に係る行政処分検討調書を添付するものとする。

(意見陳述等の機会の付与)

第 20 条 知事は、公表対象者に対し、環境確保条例第 156 条第 4 項の規定により、書面又は口頭により意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述等の機会」という。）の付与の手続を行うものとする。

(意見陳述等の機会の付与の通知の方式)

第 21 条 意見陳述等の機会の付与の通知は、意見を記載した書面（以下「意見陳述書」という。）の提出期限の日又は口頭により意見を述べる日の 1 週間前の日までに、公表対象者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した意見陳述等の機会の付与通知書（別記第 14 号様式）を交付することにより行う。

- (1) 意見陳述等の件名
- (2) 予定される違反者の公表の内容及び根拠となる環境確保条例の条項
- (3) 違反者の公表の原因となる事実
- (4) 意見陳述書及び証拠書類等の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
- (5) 代理人を選任できること。この場合においては、代理人選任届（別記第 5 号様式）を提出し、代理人が資格を失ったときは、代理人資格喪失届（別記第 6 号様式）を提出すること。
- (6) 提出期限までに意見陳述書若しくは証拠書類等が提出されないとき、又は口頭による意見陳述の日時に公表予定者若しくはその代理人が出頭しないときには、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述等が終結すること。

(口頭による意見の陳述の記録)

第 22 条 前条の規定による通知を受けた者が口頭により意見を述べたときは、計画課長が当該意見を録取するものとする。ただし、計画課長が録取できないときは、担当課の長以外の課長級の職員で計画課長の指名する者が録取する。

2 前項の規定により意見を録取する者（以下「意見録取者」という。）は、当該録取の内容を記載した意見陳述調書（別記第 15 号様式。以下「意見陳述調書」という。）を作成し、これに記名押印するものとする。

3 意見陳述調書には、書面、図画、写真等を添付して、その一部とすることができる。

4 意見録取者は、口頭による意見の陳述後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

(意見陳述書の不提出等)

第 23 条 知事は、第 21 条の提出期限の日までに意見陳述書が提出されない場合又は口頭により意見を述べる日に公表対象者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述等の機会の付与を行わないものとする。

(違反者の公表の決定)

第 24 条 知事は、違反者の公表の決定に当たっては、意見陳述書、意見陳述調書及び提示された証拠の内容を十分に考慮する。

(違反者の公表の方法)

第 25 条 違反者の公表は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) インターネットの利用による公表
- (2) 東京都環境局気候変動対策部窓口における閲覧
- (3) その他知事が必要と認める方法

(違反者の公表の内容及び期限)

第 26 条 違反者の公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 公表対象者の法人名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 違反行為の内容
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 前条第 2 号及び第 3 号に掲げる方法による違反者の公表は、公表の必要がなくなったと知事が認める日まで行う。

## 第 6 章 刑事告発

(刑事告発)

第 27 条 都の機関（課長又はこれに相当する職以上の職にある者に限る。）は、次の表

に掲げる罰則の対象となる違反行為があったことを確認できた場合は、刑事告発を行うものとする。

該当する環境確保条例の規定	違反行為の内容	罰則の内容
1 第 159 条第 1 号	登録検証機関が、環境確保条例第 8 条の 19 第 1 項の規定による業務停止命令に違反したとき。	50 万円以下の罰金
2 第 159 条第 1 号の 4	環境確保条例第 8 条の 6 第 1 項又は第 3 項の登録を受けないで検証業務を行ったとき。	
3 第 159 条第 1 号の 5	登録検証機関が、不正の手段により、環境確保条例第 8 条の 6 第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。	
4 第 159 条第 1 号の 6	環境確保条例第 8 条の 15 の規定に違反して、登録検証機関の役員若しくはその職員又はこれらの職にあった者が、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしたとき。	
5 第 159 条第 1 号の 7	環境確保条例第 8 条の 17 の規定に違反して、登録検証機関が営業所ごとに帳簿を備えず、環境確保条例施行規則第 5 条の 14 第 1 項に定める事項を帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は当該帳簿若しくは同条第 2 項に定める資料を同条第 3 項で定めるところにより保存しなかったとき。	
6 第 163 条第 2 号	環境確保条例第 8 条の 11 第 1 項の規定に違反して、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が、その日（第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日）から 30 日以内に、知事に届け出ず、又は虚偽の届出をしたとき。 (1) 法人が合併により消滅した場合 法人の代表役員であった者 (2) 法人が破産手続の開始の決定により解散した場合 破産管財人 (3) 法人がその他の理由により解散した場合 清算人	
7 第 163 条第 2 号	環境確保条例第 8 条の 11 第 2 項の規定に違反して、登録検証機関が、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合に、知事に届け出ず、又は虚偽の届出をした	

	とき。	
--	-----	--

- 2 前項の告発は、刑事訴訟法第 241 条第 1 項の規定により、書面又は口頭で検察官又は司法警察員に行うものとする。
- 3 第 1 項の告発に当たっては、環境確保条例第 164 条において、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、同項の表に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する旨の両罰規定があることに留意する。

## 第 7 章 雑則

### (関係機関への通知)

第 28 条 都の機関は、行政指導、行政処分、刑事告発又は違反者の公表を行ったときは、その事実を本制度と密接に関係する他の地方公共団体に通知するものとする。

### (その他)

第 29 条 この要綱に定めるほか、登録検証機関等に対する行政措置の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日 26 環都総第 1 号)

### (施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日 26 環都総第 1152 号)

### (施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 8 月 26 日 28 環地総第 430 号)

### (施行期日)

この要綱は、平成 28 年 8 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 30 日 28 環地総第 942 号)

### (施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 28 日 3 環地総第 799 号)

### (施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 28 日 4 環気総第 489 号)

### (施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月〇日 6 環気総第 336 号）

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

## 指 示 書

（文書記号・番号）

年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

殿

東京都環境局気候変動対策部長

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）  
〔 第5条の11第4項  
第5条の16 〕の検証の業務に関し違反行為があったので、下記のとおり、改善措置を講ずることを指示する。

記

- 1 違反条項
- 2 違反行為の内容
- 3 講ずるべき改善措置の内容
- 4 改善措置の履行期限

年 月 日

（担当者）

（日本産業規格A列4番）

# 警 告 書

（文書記号・番号）

年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

殿

東京都環境局長

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）  
〔 第5条の11第4項  
第5条の16 〕の検証の業務に関し違反行為があったため、当該行為を改善するよう指示したところであるが、未だ改善が認められない。

よって、下記のとおり、期限までに改善措置を講ずるよう厳重に警告する。

なお、期限までに改善が認められないときには、行政処分を行うこととなるので、念のため申し添える。

記

- 1 違反条項
- 2 違反行為の内容
- 3 講ずるべき改善措置の内容
- 4 改善措置の履行期限

年 月 日

（担当者）

（日本産業規格A列4番）

## 聴聞通知書

（文書記号・番号）

年 月 日

住 所

法人名

代表者名

殿

東京都知事

東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）第13条第1項第1号の規定により、下記のとおり聴聞を行いますので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

記

1 聴聞の件名

2 予定される不利益処分の内容

3 予定される不利益処分の根拠となる条例の名称及び条項

4 不利益処分の原因となる事実

5 聴聞の期日及び場所

期日： 年 月 日（曜日） 時 分

場所：

6 連絡・照会先

7 その他

- (1) 聴聞の期日に出席して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出できます。
- (2) 聴聞の期日に出席する代わりに、陳述書及び証拠書類等を提出できます。
- (3) 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料（行政処分検討調書）を閲覧できます。この場合は、「行政処分検討調書閲覧請求書」を提出してください。
- (4) 代理人を選任できます。この場合は、「代理人選任届」を提出し、代理人が資格を失ったときは、「代理人資格喪失届」を提出してください。
- (5) 聴聞の期日に主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席できます。この場合は、あらかじめ、「補佐人許可申請書」を提出してください。
- (6) 正当な理由がなく聴聞の期日に欠席し、かつ、その日までに陳述書又は証拠書類等が提出されないときは、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞が終結します。
- (7) その他聴聞の手続については、東京都行政手続条例、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年東京都規則第169号）を参照してください。

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

東京都知事殿

住 所

法人名

代表者名

## 行政処分検討調書閲覧請求書

東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）第18条第1項の規定により、次の文書を閲覧することを請求します。

聴聞の件名	
閲覧をしようとする資料の標目	

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

東京都知事殿

住 所

法 人 名

代表者名

## 代 理 人 選 任 届

東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）第16条第1項の規定により次の者を代理人として選任し、

聴聞
弁明
意見陳述等

に関する一切の行為を委任するので、届け出ます。

<table border="1" data-bbox="268 985 438 1131"><tr><td>聴聞</td></tr><tr><td>弁明</td></tr><tr><td>意見陳述等</td></tr></table> の件名	聴聞	弁明	意見陳述等	
聴聞				
弁明				
意見陳述等				
代理人の住所	〒  電話 ( )			
ふりがな				
代理人の氏名				
届出者との関係				

年 月 日

東京都知事殿

住 所

法 人 名

代表者名

## 代 理 人 資 格 喪 失 届

次の代理人は、その資格を失ったので、東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）第16条第4項の規定により、届け出ます。

聴聞 弁明 意見陳述等	の件名	
	代理人の住所	〒  電話 ( )
ふりがな		
代理人の氏名		

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

聴聞主宰者 殿

住 所

法 人 名

代表者名

## 補佐人許可申請書

東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）第20条第3項の規定により、次の者を補佐人とすることを許可願います。

聴聞の件名	
補佐人の住所	〒  電話 ( )
ふりがな	
補佐人の氏名	
届出者との関係	
補佐する事項	

（日本産業規格A列4番）

## 聴 聞 調 書

1 聴聞の件名	
2 聴聞の期日及び場所	
3 主宰者の職名及び氏名	
4 聴聞の期日に出席した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人の氏名及び住所	
5 当事者又はその代理人が聴聞の期日に出席しなかった場合は、その氏名及び住所並びに出席しなかったことについての正当な理由の有無	
6 説明を行った職員の職名及び氏名	
7 職員の説明の要旨	
8 当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人の意見の陳述（陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨	
9 証拠書類等の標目	
10 その他参考となるべき事項	
11 添付書面、図画、写真等	

（日本産業規格A列4番）

東京都知事 殿

## 聴 聞 報 告 書

1 聴聞の件名	
2 聴聞の期日及び場所	
3 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張	
4 3の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見	

上記のとおり、聴聞調書を添えて報告します。

年 月 日

報告者 聴聞主宰者

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

（ 東 京 都 知 事 ）  
（ 聴 聞 主 宰 者 ） 殿

住 所

法 人 名

代 表 者 名

### 聴聞調書・聴聞報告書閲覧請求書

東京都行政手続条例（平成 6 年東京都条例第 142 号）第 24 条第 4 項の規定により、次の文書を閲覧することを請求します。

聴聞の件名	
閲覧をしようとする 調書の件名	

(日本産業規格 A 列 4 番)

## 弁 明 の 機 会 の 付 与 通 知 書

(文書記号・番号)

年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

殿

東京都知事

東京都行政手続条例(平成 6 年東京都条例第 142 号)第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、  
下記のとおり弁明の機会がありますので、同条例第 28 条の規定により通知します。

記

- 1 弁明の件名
- 2 予定される不利益処分の内容
- 3 予定される不利益処分の根拠となる条例の名称及び条項
- 4 不利益処分の原因となる事実
- 5 弁明書及び証拠書類等の提出先
- 6 弁明書及び証拠書類等の提出期限  
年 月 日 ( 曜日 ) 時 分
- 7 その他
  - (1) 弁明書には、①弁明の件名、②弁明を提出する者の氏名及び住所、③弁明に係る不利益処分の原因となる事実、④その他弁明の事案についての意見、を記載してください。
  - (2) 代理人を選任できます。この場合は、「代理人選任届」を提出し、代理人が資格を失ったときは、「代理人資格喪失届」を提出してください。
  - (3) 提出期限までに弁明書が提出されないときは、改めて弁明の機会の付与を行いません。

(日本産業規格 A 列 4 番)

## 登録検証機関適合命令書

(文書記号・番号)

年 月 日

殿

東京都知事

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 8 条の 20 の規定により、次のとおり同条例第 8 条の 13 第 1 項又は第 3 項の規定に適合するため必要な措置をとることを命ずる。

登録検証機関の名称 及び代表者の氏名	
登録検証機関の 主たる事務所の所在地	
登録番号	
措置の内容	
措置の履行期限	
措置を命ずる理由	
備考	

(日本産業規格 A 列 4 番)

## 登録検証機関改善命令書

(文書記号・番号)

年 月 日

殿

東京都知事

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 8 条の 21 の規定により、検証業務を行うこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとることを命ずる。

<u>登録検証機関の名称 及び代表者の氏名</u>	
登録検証機関の 主たる事務所の所在地	
登録番号	
措置の内容	
措置の履行期限	
措置を命ずる理由	
備 考	

(日本産業規格 A 列 4 番)

(表)

## 意見陳述等の機会の付与通知書

(文書記号・番号)

年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

殿

東京都知事

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。)第 156 条第 4 項の規定により、下記のとおり、意見を述べ、証拠を提示する機会がありますので、通知します。

記

- 1 意見陳述等の件名
- 2 予定される違反者の公表の内容
- 3 予定される違反者の公表の根拠となる条例の名称及び条項
- 4 違反者の公表の原因となる事実
- 5 意見陳述書及び証拠書類等の提出先及び提出期限  
【提出先】  
【提出期限】 年 月 日 (曜日) 時 分
- 6 口頭による意見陳述の機会の付与の有無並びに出席日時及び場所  
有 ・ 無  
(有の場合)  
日時： 年 月 日 (曜日) 時 分  
場所：

(日本産業規格 A 列 4 番)

(裏)

7 その他

- (1) 意見陳述書には、①意見陳述等の件名、②意見陳述書を提出する者の氏名及び住所、③違反者の公表の原因となる事実、④その他違反者の公表に係る事案についての意見を記載してください。
- (2) 代理人を選任できます。この場合は、「代理人選任届」を提出し、代理人が資格を失ったときは、「代理人資格喪失届」を提出してください。
- (3) 提出期限までに意見陳述書若しくは証拠書類等が提出されないとき、又は口頭による意見陳述の日時に公表予定者若しくはその代理人が出頭しないときには、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述等が終了します。

(日本産業規格 A 列 4 番)

東 京 都 知 事 殿

## 意 見 陳 述 調 書

1 意見陳述等の件名	
2 意見陳述の期日及び場所	
3 意見録取者の職名及び氏名	
4 意見陳述の期日に出席した当事者及びその代理人の氏名及び住所	
5 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨	
6 証拠書類等の標目	
7 その他参考となるべき事項	
8 添付書面、図画、写真等	

上記のとおり、報告します。

年 月 日

報告者 意見録取者

(日本産業規格 A 列 4 番)